

黒田地区地区計画の区域内における緑化率の最低限度を定める要綱

令和6年8月1日阪南市公告第6号

(目的)

第1条 この要綱は、南部大阪都市計画黒田地区地区計画（以下「黒田地区計画」という。）の区域内における建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この要綱は、黒田地区計画の区域（以下「計画区域」という。）に適用する。

(建築物の緑化率の最低限度)

第3条 計画区域内において、建築物の新築又は増築をしようとする者（以下「建築者」という。）は、当該建築物の緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。）を10分の1.8以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、また同様とする。

2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「施行規則」という。）第9条の規定を準用する。

(緑化施設の届出)

第4条 建築者は、前条第1項に規定する緑化率の最低限度に適合するものとして、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項又は第2項に規定する届出に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（1／2，500程度）
- (2) 配置図（1／100程度）
- (3) 各階の平面図（1／50程度）
- (4) 立面図（2面以上、1／50程度）

- (5) 外構平面図、断面図
- (6) 緑化施設の配置図
- (7) 緑化施設の求積図
- (8) 緑化施設の面積算出表（様式第1号）
- (9) 委任状（手続を委任する場合のみ）

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、施行規則第29条の規定を準用する緑化率適合証明書の交付申請があったものとみなす。

（緑化率適合証明書の交付）

第5条 市長は、建築者から緑化率適合証明を証する書面の交付を求められた場合は、その内容が第3条に定める規定に適合していることを審査の上、相当と認めた場合において、建築者に緑化率適合証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（緑化施設の工事の認定の手続等）

第6条 市長は、施行規則第10条の規定を準用する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、認定・不認定通知書（様式第3号）により建築者に通知するものとする。

（緑化施設工事完了証明書の申請）

第7条 建築者は、第5条に規定する緑化率適合証明書のとおり工事が完了したことを証する書面の交付を求めるときは、緑化工事が完了した日から起算して4日以内に緑化施設工事完了届及び証明申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（緑化施設工事完了証明書の交付）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請内容が第3条第1項に規定する緑化率の最低限度に適合していると認めた場合は、緑化施設工事完了証明書（様式第5号）を交付するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。